

## 議案第 8 4 号

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例

八幡浜市印鑑条例（平成 1 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第 1 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における印鑑登録証明書の作成は、市長が定める方法により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 8 号に規定する印鑑登録証明書の引渡しに関する八幡浜市の事務を取り扱わせることを指定した郵便局において印鑑登録証明書を作成する場合</p>	<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第 1 3 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における印鑑登録証明書の作成は、市長が定める方法により行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定により同法第 2 条第 5 号に規定する印鑑登録証明書の引渡しに関する八幡浜市の事務を取り扱わせることを指定した郵便局において印鑑登録証明書を作成する場合</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」の一部  
改正に伴い、所要の改正を行うため。

